# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月14日

【中間会計期間】 第25期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社エー・ピーホールディングス

【英訳名】 AP HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 社長 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目25番23号 京急第2ビル1 F

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」

で行っております。)

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋一丁目10番1号 ISOビル5階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 財務部長 加藤 雅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第24期 中間連結会計期間	第25期 中間連結会計期間	第24期
会計期間		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	(千円)	10,139,118	10,667,919	21,072,470
経常利益	(千円)	29,288	222,062	253,003
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )	(千円)	7,451	630,478	36,858
中間包括利益又は包括利益	(千円)	85,854	585,787	127,010
純資産額	(千円)	13,852	604,070	50,726
総資産額	(千円)	7,392,958	7,167,117	7,688,722
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失()	(円)	4.05	44.93	7.53
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	(円)	-	43.60	-
自己資本比率	(%)	0.1	8.4	0.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	318,395	329,520	541,222
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	87,793	391,563	818,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	656,956	977,944	442,568
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	(千円)	579,015	658,739	917,313

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載 しておりません。
  - 2 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の連結子会社である株式会社エー・ピーカンパニーは、2025年3月31日付の取締役会決議に基づき、2025年5月30日に同社の子会社(当社の孫会社)である株式会社リアルテイスト(以下「リアルテイスト社」といいます。)の全株式を、株式会社FS.shakeに対して譲渡いたしました。これに伴い、リアルテイスト社は当中間連結会計期間をもって当社の連結の範囲から除外いたしました。

なお、当中間連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

# 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はございません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当中間連結会計期間におきましては、アフターコロナによる市場回復に加え、円安を背景とした訪日外国人客 (インバウンド需要)の大幅な増加により、売上高は予想を上回る結果となりました。

また、前期より進めてきたコスト削減等の構造改革に加え、国内外食事業の堅調な業績、および2025年5月30日に完了した子会社である株式会社リアルテイストの株式売却などにより、財務状況は安定してきております。しかしながら、円安に伴うエネルギー価格の高騰、人材不足、中国経済の回復遅れによる海外事業への影響など、事業環境は依然として不透明な状況が続いております。このような状況下においても、当社は貸出コミットメント契約の設定による必要資金の確保、および主要取引金融機関との連携による継続的な支援によって、当面の資金繰りは安定的に推移する見通しです。

以上の理由から、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

#### ( )経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済環境は、高い賃上げ率による所得環境の改善や訪日外国人の増加など、回復を促す要因があったものの、個人消費は物価高騰により伸び悩みました。また、ウクライナや中東情勢による地政学上のリスクや米国政策が及ぼす影響など、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、外食機会の増加や外国人観光客の増加によるインバウンド需要の回復に伴い、来店客数は順調に回復しておりますが、原材料費・光熱費の高騰や継続的な採用難など、依然として事業を取り巻く 環境は厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては消費環境の変化に対応し、強みである一次産業との深い繋がりを生かしたブランド作りに取り組んでおります。「食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、当社は「食」の未来を拡げていくべく、「FOOD CREATIVE FIRM」を標榜し、飲食業界の一翼を担っていきたいと考えております。この「FOOD CREATIVE FIRM」とは、「食のあるべき姿を追求する」という理念を掲げる当社のもと、共感・共鳴してくれる仲間が集合し、自由な発想と手法で同じ理念の達成を目指していく集団と定義しており、当社流の人的資本経営体制を構築することで、ブランド各々が食文化・飲食人・生産地の「あるべき未来」に想像を膨らませ、ブランド責任者が常に目の前のお客様と向き合い、施策を打ち出し、1店舗1店舗丁寧に魅力あるお店を創っていくことで、その可能性を最大化し、食産業における「ALL-WIN」の達成に努めております。店舗数の増減につきましては、海外を含めた直営店舗で141店舗を運営しており、前年同期と比較し16店舗減少(うち株式会社リアルテイスト売却による減少10店舗、閉店による減少6店舗)しております。

また、当社は、連結子会社である株式会社リアルテイストの全株式を、株式会社FS.shakeへ譲渡いたしました。これに伴い、関係会社株式売却益438百万円を特別利益として計上いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は10,667百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は287百万円(前年同期比1,752.5%増)、経常利益は222百万円(前年同期比658.2%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は630百万円(前年同期比8,360.6%増)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### 国内外食事業

国内外食事業では、「生販直結モデル」の一部として、主に外食店舗を運営しております。

当社は、「居酒屋事業」「専門店事業」「レストラン事業」に国内飲食事業を細分化したセグメントに分け、業績の分析や投資判断を行うポートフォリオ経営を推進しております。

居酒屋事業では、九州塚田農場、北海道塚田農場、炭火焼鳥塚田農場、ライセンス事業を運営しております。 九州塚田農場事業は新規出店を抑制した結果、既存店の運営に注力できたことで組織コンディションが向上し、 メニュー刷新やマーケティング戦略変更などの施策実行力がついたことで大きく伸長いたしました。

専門店事業では、四十八漁場を始めとする魚業態や、焼鳥業態、ホルモン業態を運営しております。首都圏に展開している四十八漁場が大きく回復したことに加えて、焼鳥業態が中高級店舗を中心にインバウンド需要の増加を受けて堅調に推移しております。また、4月に新規出店いたしました「四十八漁場 つくば店」につきましても、計画を上回る好調な立ち上がりを見せております。

レストラン事業では、主に商業施設への出店を行っており、中高級業態や立ち寿司業態を運営しております。 2025年5月30日に串亭業態を運営する株式会社リアルテイストの売却が完了したため、売上高は前年と比較し減少しているものの、その他業態で好調を維持するレストラン事業は、継続的に出店を行う計画を立てており、従業員のキャリアパスの受け皿としても重要な事業と位置づけております。

国内外食事業全体の売上高既存店昨対は103.5%で推移しており、店舗数の増減につきましては、直営店舗で124店舗を運営しており、前年同期と比較し15店舗減少しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は7,628百万円(前年同期比6.4%増)セグメント利益は278百万円(前年同期比465.1%増)となりました。

#### 海外外食事業

海外外食事業では、香港・シンガポール・インドネシア・アメリカ合衆国に出店しております。飲食需要の落ち込みの影響を受けている国が多い中、特に香港は物価上昇や経済環境の不確実性に加え、消費者の行動様式が変化したことにより、個人消費が大きく減退しております。このような厳しい環境を受け、香港では不採算店舗である1号店の「塚田農場 Harbour City店」および5号店の「塚田食堂 East Point City店」は既に撤退を完了しております。これにより店舗数が減少したことに伴い、管理機能を日本国内へ内製化するなど効率化を進め、管理コストの削減を図っております。

一方で、インドネシアにおいては前期末に新規出店いたしました5号店「Bijin nabe Aeon BSD」が順調な立ち上がりを見せており、これにより事業全体としても引き続き堅調に推移しております。なお、店舗数の増減につきましては、直営店舗で17店舗を運営しており、前年同期と比較し1店舗減少しております。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,036百万円(前年同期比16.2%減)、セグメント損失は98百万円(前年同期損失94百万円)となりました。

#### 中食事業

中食事業では、駅ナカやデパ地下などで弁当・総菜販売を展開するグループ子会社の株式会社塚田農場プラス (代表取締役社長:森尾太一、本社:東京都港区)が運営する宅配弁当事業「塚田農場おべんとラボ」が、順調 に成長を重ねており、引き続き宅配事業と駅ナカ事業を中心に売上高が好調に推移しております。また、「絶品!塚だまタルタル若鶏のチキン南蛮弁当」が第1回に続き第2回日本ロケ弁大賞を受賞するなど、塚田農場ブランドの認知拡大に寄与しております。

多くの業界関係者の方々へのご愛顧に感謝するとともに、今回の受賞を機に、今まで以上に生産者との繋がり、食材の価値、限りある資源を大切にしながら引き続き「安心で美味しい弁当づくり」に邁進いたします。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は1,770百万円(前年同期比15.9%増)、セグメント利益は64 百万円(前年同期損失5百万円)となりました。

### 生産流通事業

生産流通事業におきましては、「生販直結モデル」の一環として、地鶏の生産事業および鮮魚・青果物等の流通事業を展開しております。

当社グループでは宮崎県、鹿児島県、北海道で地鶏の生産を行っておりますが、円安の進行やエネルギー価格の高騰により、飼料価格が高騰し、地鶏の生産コストも上昇しております。このような環境下、当社は地鶏の生産加工を宮崎で行う株式会社地頭鶏ランド日南内の加工場を統合し、効率化を図るとともに、利益増に寄与しております。また、当社独自の「生販直結モデル」によって、中間流通を持たないことから、原材料価格の高騰をタイムリーに販売価格に反映させるなど、安定した事業展開を可能にしております。

直近では、引き続き販売事業の売上高が堅調に推移していることにより、地鶏の生産量や野菜の流通量は増加 しております。加えて、地鶏のグループ外への販売も堅調に推移しており、収益基盤の多様化にも繋がっており ます。 以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は797百万円(前年同期比2.0%増)、セグメント利益は44百万円(前年同期比33.4%減)となりました。

#### ( )財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間における資産は、前連結会計年度に比べ521百万円減少し、7,167百万円となりました。これは主に借入金の返済や税金等の支払いにより現金及び預金が258百万円減少したことによるものです。

#### (負債)

当中間連結会計期間における負債は、前連結会計年度に比べ1,176百万円減少し、6,563百万円となりました。 これは主に短期借入金が941百万円減少したことによるものです。

#### (純資産)

当中間連結会計期間における純資産は、前連結会計年度に比べ654百万円増加し、純資産合計は604百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益630百万円によるものです。

#### (自己資本比率)

当中間連結会計期間における自己資本比率は8.4%(前連結会計年度比9.2ポイント増)となりました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益630百万円によるものです。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は前連結会計年度末より258百万円減少し、658百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により得られた資金は329百万円となりました。これは主に税金等調整 前中間純利益663百万円があった一方で、未払費用の減少 33百万円によるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により増加した資金は391百万円となりました。これは主に株式会社リアルテイストの売却による連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入475百万円の計上によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により減少した資金は977百万円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出 3,491百万円及び長期借入金の返済による支出 113百万円、短期借入れによる収入2,550百万円によるものであります。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

## 3 【重要な契約等】

### (1) シンジケートローン契約

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、シンジケートローン契約の締結について決議し、2024年9月26日付で契約いたしました。なお、2025年9月25日付で原契約の変更契約書を再締結いたしました。

契約締結先	株式会社りそな銀行
-------	-----------

契約金額		
契約変更日  2025年9月25日 開始日 2024年9月26日 満期日 2026年6月30日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする) 金利  基準金利+スプレッド  (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比 75% 以上に維持する。 (2) 2026年3月期の各四半期の末日(ただし、決算期を除く。)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。 (3) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (4) 2026年3月期の各四半期(ただし、決算期を除く。)における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (5) 各年度の決算期における設備等投資実施額が400,000,000円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額が400,000,000円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額が400,000,000円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動による井中ッシュフローの絶対値を意味する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務債選年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 債務償還年数を7.00以下に維持する。 (資務債遇年数を7.00以下に維持する。) リーキャッシュフロー要償還債務・フリーキャッシュフロー要償還債務・フリーキャッシュフロー要債第予定を含む。) + 新株予約権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 野間合入金(1年以内償還予定を含む。) + 野間合入金(1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 野間合入金(1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権行社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権行社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。) + 財第分権行社債(転換社債を分別を対しているの別を可能を可能を可能を可	契約金額	貸付(A):1,874,400千円
開始日 2024年9月26日 満期日 2026年6月30日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする) 基準金利+スプレッド  (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比 75%以上に維持する。 (2) 2026年3月期の各四半期の末日(ただし、決算期を除く。)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。 (3) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (4) 2026年3月期の各四半期(ただし、決算期を除く。)における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (5) 各年度の決算期における設備等投資実施額が 400,000,000 円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動によるキャッシュフローの ・ 地対値を意味する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務償還年数を7.00以下に維持する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務償還年数を7.00以下に維持する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務で調査をである。)に基づく債務で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)と表別で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)と表別で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ、)と表別で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ。)に基づく債務で表表において同じ、)と表別である。1年以内償還予定を含む。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	契約締結日	2024年 9 月26日
期間 満期日 2026年6月30日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とする)	契約変更日	2025年 9 月25日
(1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比 75% 以上に維持する。 (2) 2026年3月期の各四半期の末日(ただし、決算期を除く。)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。 (3) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (4) 2026年3月期の各四半期(ただし、決算期を除く。)における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (5) 各年度の決算期における設備等投資実施額が 400,000,000 円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動によるキャッシュフローの絶対値を意味する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務償還年数を7.00 以下に維持する。 債務償還年数を7.00 以下に維持する。 債務償還年数=要償還債務・フリーキャッシュフロー要償還債務 = 有利子負債(短期借入金・コマーシャルペーパー+長期借入金(1年以内返済予定を含む。)+新株予約権付社債を3分に1年以内償還予定を含む。)+新株予約権付社債を1年以内償還予定を含む。)+新株予約権付社債を1年以内償還予定を含む。)+新株予約権付社債を1年以内償還予定を含む。)+可以申請主における営業活動によるキャッシュフローの値+連結キャッシュフロー計算書における営業活動によるキャッシュフローの値	期間	満期日 2026年 6 月30日
前年同期比 75% 以上に維持する。 (2) 2026年3月期の各四半期の末日(ただし、決算期を除く。)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。 (3) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (4) 2026年3月期の各四半期(ただし、決算期を除く。)における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (5) 各年度の決算期における設備等投資実施額が 400,000,000 円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動によるキャッシュフローの絶対値を意味する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務償還年数を7.00 以下に維持する。 債務償還年数 = 要償還債務・フリーキャッシュフロー要償還債務 = 有利子負債(短期借入金・コマーシャルペーパー・長期借入金(1年以内该予定を含む。)+新株予約権付社債、転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。)+ 受取手形割引高)現金預金正常運転資金(受取手形・売掛金・棚卸資産支払手形買掛金)フリーキャッシュフロー=連結キャッシュフロー計算書における営業活動によるキャッシュフローの値・連結キャッシュフロー計算書における営業活動におけるキャッシュフローの値	金利	基準金利+スプレッド
担保提供資産及び保証の有無 無担保/㈱エー・ピーカンパニー	財務制限条項	前年同期比 75% 以上に維持する。 (2) 2026年3月期の各四半期の末日(ただし、決算期を除く。)における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を正の値に維持する。 (3) 各年度の決算期 における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (4) 2026年3月期の各四半期(ただし、決算期を除く。)における連結の損益計算書に示される営業損益が損失とならないようにする。 (5) 各年度の決算期における設備等投資実施額が 400,000,000 円を上回らないようにする。なお、ここでいう「設備等投資実施額」とは、当該決算期における借入人の連結キャッシュフロー計算書に記載された投資活動によるキャッシュフローの絶対値を意味する。 (6) 各年度の決算期の末日における当該決算期の連結の決算書類(連結の計算書類及び連結キャッシュフロー計算書をいう。以下本条において同じ。)に基づく債務償還年数を 7.00 以下に維持する。 債務償還年数 = 要償還債務÷フリーキャッシュフロー要償還債務 = 有利子負債(短期借入金+コマーシャルペーパー+長期借入金(1年以内返済予定を含む。)+ 社債(1年以内償還予定を含む。)+ 新株予約権付社債(転換社債を含み、1年以内償還予定を含む。)+ 受取手形割引高)現金預金正常運転資金(受取手形+売掛金+棚卸資産 支払手形 買掛金)フリーキャッシュフローョ連結キャッシュフロー計算書における営業活動によるキャッシュフローの値+連結キャッシュフロー計算書における営業活動による
	担保提供資産及び保証の有無	無担保/㈱エー・ピーカンパニー

(注)2025年6月25日に再締結した契約内容を一部変更し、2025年9月25日に再締結しております。その結果、満期日が2026年6月30日に延長されております。

## (2) コミットメント契約締結について

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく中間連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年 4 月 1 日 至2024年 9 月30日 )	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	- 千円	200,000千円
	2,000,000千円	1,800,000千円

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A 種優先株式	1,000
B 種優先株式	300
計	24,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式1,000株、B種優先株式300株であり、合計は24,001,300株となりますが、発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,883,150	12,883,150	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A 種優先株式	1,000	1,000	非上場	(注) 1
B種優先株式	300	300	非上場	(注) 2
計	12,884,450	12,884,450	-	-

(注)1. A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### 1.剰余金の配当

## (1)期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、 金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

## (2)期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

#### (3)優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

#### (4) A 種優先配当金の金額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

#### (5)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

### (6)非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優 先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

#### 2.残余財産の分配

#### (1)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

## (2)残余財産分配額

#### 基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2) に定める基本償還価額算式(但し、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

#### 控除価額

上記2.(2) にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2) に定める控除価額算式(但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2) に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2) に定める基本残余財産分配額から控除する。

#### (3)非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

#### 3 . 議決権

A 種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

## (1)償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令

上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該 A 種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額(但し、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき A 種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた A 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われた A 種優先株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われた A 種優先株式及び取得請求権が行使された B 種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみ A 種優先株式及び B 種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

#### (2)償還価額

#### 基本償還価額

A 種優先株式 1 株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

#### (基本償還価額算式)

基本償還価額 = 1,000,000円 x (1 + 0.085)^(m+n/365)

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

#### 控除価額

上記4.(2) にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2) に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2) に定める基本償還価額から控除する。

## (控除価額算式)

控除価額 = 償還請求前支払済優先配当金 $\times$ (1 + 0.085)  $\wedge$ (x+y/365)

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.085)」の指数を表す。

#### (3)償還請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第 2 ビル 1 F 株式会社エー・ピーホールディングス

#### (4)償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

#### 5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

#### (1)強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

#### (2)強制償還価額

#### 基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2) に定める基本償還価額算式(但し、基本償還価額 算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相 当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

#### 控除価額

上記5.(2) にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2) に定める控除価額算式(但し、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2) に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2) に定める基本強制償還価額から控除する。

#### 6. 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

#### (1)転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求(以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。)することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

## (2)転換請求により交付する普通株式数の算定方法

当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。但し、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

### (算式)

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数

= A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数

×上記4.(2) に定める基本償還価額相当額から上記4.(2) に定める控除価額相当額を控除した金額(但し、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」(転換請求日までの間に支払われた場中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)

#### ÷転換価額

#### 転換価額

### イ 当初転換価額

当初転換価額は、本取締役会での発行決議日の前日における時価の100%に相当する金額である427円とする。

#### ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記八により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引 所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す る。)とする。

### 八 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b) に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記口に基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

#### 調整後転換価額

= 調整前転換価額×(既発行普通株式数+(交付普通株式数×1株当たりの払込金額)÷時価)÷ (既発行普通株式数+交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当の場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義す

- る。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって 普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加え た額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付さ れる普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付され る普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。
- (b)転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期 については、次に定めるところによる。
  - (i)下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当の場合を含む。)(但し、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii)普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当の場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため又は無償割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv)普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)(i)転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値 (終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。
- (d)上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i)当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の 承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転 換価額の調整を必要とするとき。
  - (ii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (iii)その他当社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f)上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (3)転換請求受付場所

東京都港区高輪三丁目25番23号京急第 2 ビル 1 F 株式会社エー・ピーホールディングス

(4)転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7.株式の併合又は分割

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

8.譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9.優先順位

(1)剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金(下記B種優先株式1.(1)に定義される「B種優先配当金」をいう。以下同じ。)、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金(下記B種優先株式1.(3)に定義される「B種未払累積配当金」をいう。以下同じ。)並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位(それらの間では同順位)、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株

式の優先配当金を第2順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者(普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。)に対する剰余金の配当を第3順位とする。

## (2)残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、その他の種類の株式(普通株式を含むがこれに限られない。)に係る残余財産の分配を第2順位とする。

### (3)比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた 比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

#### 10.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注)2.B種優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### 1.剰余金の配当

#### (1) B 種優先配当金

当社が剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又はB 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき下記1.(2)に定める額の剰余金(以下「B 種優先配当金」という。)を配当する。なお、A 種優先株式とB 種優先株式は剰余金の配当において同順位とする。

#### (2) B 種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき、同株式の払込金額に年2.9%を乗じた額とする。

### (3)累積条項

ある事業年度において、B種優先株主に対して、B種優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額については、翌事業年度及びそれ以降の年度におけるB種優先配当金、その他優先配当金(もしあれば)及び普通株主に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主に対して支払われるものとする(以下、累積されたB種優先配当金のうち未払金額を「B種未払累積配当金」という。)。なお、A種優先株式における累積されたA種優先配当金とB種未払累積配当金は剰余金の配当において同順位とする。

#### (4)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種未払累積優先配当金を超えて 剰余金を配当しない。

#### 2.残余財産の分配

#### (1)残余財産の分配

当社が残余財産の分配をするときは、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、基準価格により算定される価額を支払う。なお、A種優先株式とB種優先株式は残余財産の分配において同順位とする。

「基準価格」とは、『払込金額について払込期日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算をして算出される金額』=払込金額×(1+0.029)^(m+n/365)から『支払済の優先配当金相当額(支払日から取得日までの期間について優先配当率を適用して複利計算して調整した額)』=償還請求前支払済優先配当金(疑義を避ける上で明記するならばB種優先株式の支払済自己株式取得金額(もしあれば)を含む。)×(1+0.029)^(x+y/365)を控除した金額とする。

なお、払込期日(同日を含む。)から償還請求権(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とし、償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「x年とy日」とし、「m+n/365」及び「x+y/365」は「(1+0.029)」の指数を表す。

#### (2)非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

## 3 . 議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 4. 種類株主総会の決議事項

B種優先株主は会社法に基づく種類株主総会の決議において、1単元(100株)につき1個の議決権を有する。

5.株式の併合又は分割、募集株式の割当等

株式分割及び併合が行われる場合、B種優先株式については分割・併合を行わない。

#### 6.取得請求権

B種優先株主は、いつでも、B種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、基準価格により算定される価額の金銭を対価として取得することを請求することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及び他の取得請求権付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

#### 7.取得条項

当社は、払込期日以降で取締役会が別に定める日に、基準価格により算定される価額の金銭の交付と引き換え に、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。但し、当該取得時点における分配可能額が上記金額及 び他の取得条項付株式の取得の対価の合計額に満たない場合には、取得価額に応じた比例按分の方法により当該分 配可能額の範囲に留まる株式分についてのみ取得の効力が生じる。

## 8.比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例 按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

9 . 会社法第322条第 2 項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

なお、2018年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権は、2025年6月2日をもって行使条件を充たさないことが確定し、消滅いたしました。

2018年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権は、2025年6月2日をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 総数増 (株	減数	発行済株式 総数残高 (株)		資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月1日~ 2025年9月30日	普通株式 A 種優先株式 B 種優先株式	-	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	12,883,150 1,000 300		50,000		-

## (5) 【大株主の状況】

# 1.普通株式

# 2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
米山 久	東京都八王子市	5,460	42.79
M T R インベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目11	675	5.29
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー5F	562	4.40
西陽一郎	東京都港区	439	3.44
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目1-18 住友不動産大崎ツインビル東館6F	146	1.14
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	109	0.86
ゲームフリーク 1 号基金投資事業有限 責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2 タワーイースト3502	106	0.83
里見 順子	東京都渋谷区	60	0.47
エー・ピーホールディングス従業員持 株会	東京都豊島区西池袋1丁目10-1 ISOビル5F	45	0.35
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	37	0.29
計	-	7,642	59.89

(注)上記のほか当社所有の自己株式 125千株 (0.97%) があります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

## 2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
米山 久	東京都八王子市	54,604	42.81
MTRインベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子町2丁目11	6,750	5.29
オイシックス・ラ・大地株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー5F	5,621	4.40
西陽一郎	東京都港区	4,396	3.44
株式会社アップフロントグループ	東京都品川区北品川5丁目1-18 住友不動産大崎ツインビル東館6F	1,466	1.14
株式会社NSK	東京都北区豊島2丁目3-1	1,099	0.86
ゲームフリーク 1 号基金投資事業有限 責任組合	東京都世田谷区玉川1丁目15-2 タワーイースト3502	1,060	0.83
里見 順子	東京都渋谷区	600	0.47
エー・ピーホールディングス従業員持 株会	東京都豊島区西池袋1丁目10-1 ISOビル5F	454	0.35
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	374	0.29
計	-	76,424	59.91

# 2 . A 種優先株式

# 2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式 を除く。)の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
RKDエンカレッジファンド 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町1丁目9番6 号	1,000	100.00
計	•	1,000	100.00

## 3 . B 種優先株式

# 2025年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式 を除く。)の総数に対 する所有株式数の割合 (%)
SB·A2号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区大手町1丁目9番5 号大手町フィナンシャルシティノー スタワー24階	300	100.00
計	-	300	100.00

# (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2025年 9 月30日現在

				2020年7月30日兆江
区分	株式数(株)		議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A 種優先株式 B 種優先株式	1,000 300	-	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	-		-	-
議決権制限株式(その他)	-		-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式	125,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1	2,753,300	127,533	-
単元未満株式	普通株式	4,650	-	-
発行済株式総数	1	2,884,450	-	-
総株主の議決権	-		127,533	-

- (注) 1 . A 種優先株式及び B 種優先株式の内容につきましては、「 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
  - 2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式6株が含まれております。

# 【自己株式等】

2025年 9 月30日現在

					<del>- 77300   70   1</del>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)		発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ピー ホールディングス	東京都港区高輪 3 丁目25番23号 京急第 2 ビル 1 F	125,200	0	125,200	0.97
計	-	125,200	0	125,200	0.97

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーホールディングス(E26842) 半期報告書

# 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4 【経理の状況】

## 1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第 1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

## 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

# 1 【中間連結財務諸表】

# (1) 【中間連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	920,325	661,751
売掛金	1,029,560	971,287
棚卸資産	1 505,067	1 458,425
未収入金	34,214	75,834
その他	385,220	439,487
貸倒引当金	1,823	-
流動資産合計	2,872,565	2,606,785
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,370,694	5,738,291
減価償却累計額及び減損損失累計額 _	3,943,368	3,489,301
建物及び構築物(純額)	2,427,325	2,248,990
工具、器具及び備品	1,944,584	1,858,138
減価償却累計額及び減損損失累計額	1,777,015	1,691,627
工具、器具及び備品(純額)	167,568	166,511
土地	88,380	88,380
その他	547,430	486,389
減価償却累計額及び減損損失累計額	411,417	373,914
その他(純額)	136,013	112,474
有形固定資産合計	2,819,288	2,616,356
無形固定資産		
ソフトウエア	15,896	17,868
その他	735	639
無形固定資産合計	16,631	18,507
投資その他の資産		
投資有価証券	176,324	179,951
敷金及び保証金	1,393,817	1,297,331
長期前払費用	105,199	161,772
繰延税金資産	171,566	135,566
その他	138,724	156,239
貸倒引当金	5,394	5,394
投資その他の資産合計	1,980,237	1,925,467
固定資産合計	4,816,156	4,560,331
資産合計	7,688,722	7,167,117

		(単位:千円
	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	664,413	607,91
短期借入金	2 3,973,258	2 3,032,09
1年内返済予定の長期借入金	225,320	238,88
事業撤退損失引当金	39,250	
未払金	240,924	299,52
未払費用	590,574	526,51
未払法人税等	30,341	41,02
未払消費税等	128,142	163,05
その他	132,997	132,63
流動負債合計	6,025,222	5,041,64
固定負債		
長期借入金	1,560,498	1,374,44
繰延税金負債	8,529	8,54
その他	145,199	138,40
固定負債合計	1,714,227	1,521,39
負債合計	7,739,449	6,563,04
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,00
資本剰余金	383,471	301,54
利益剰余金	128,236	504,57
自己株式	298,533	142,20
株主資本合計	6,701	713,91
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	67,017	111,64
その他の包括利益累計額合計	67,017	111,64
新株予約権	8,803	1,07
非支配株主持分	785	72
純資産合計	50,726	604,07
負債純資産合計	7,688,722	7,167,11

# (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

# 【中間連結損益計算書】

	前中間連結会計期間	(単位:千円)
	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	10,139,118	10,667,919
売上原価	3,669,367	3,919,739
売上総利益	6,469,750	6,748,179
販売費及び一般管理費	6,454,204	6,460,182
営業利益	15,546	287,997
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三		
受取利息及び配当金	1,166	2,218
持分法による投資利益	14,520	12,634
為替差益	8,245	-
協賛金収入	2,882	3,202
その他	70,915	20,763
一 営業外収益合計	97,730	38,818
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		
支払手数料	6,924	10,027
支払利息	40,306	42,241
為替差損	-	1,530
シンジケートローン手数料	30,368	14,977
その他	6,389	35,977
二 営業外費用合計	83,988	104,753
経常利益 経常利益	29,288	222,062
特別利益		
固定資産売却益	-	7,866
関係会社株式売却益	-	438,870
その他	-	7,724
大型 特別利益合計 Table 1	-	454,461
特別損失		
固定資産売却損	-	4,919
固定資産除却損	213	8,540
大型 特別損失合計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	213	13,459
税金等調整前中間純利益	29,074	663,064
法人税等	16,980	32,649
中間純利益	12,093	630,415
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失( )	4,641	63
親会社株主に帰属する中間純利益	7,451	630,478

# 【中間連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	12,093	630,415
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	97,947	44,627
その他の包括利益合計	97,947	44,627
中間包括利益	85,854	585,787
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	90,496	585,850
非支配株主に係る中間包括利益	4,641	63

# (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(3) 【中间建結イヤックュ・クロー計算音】		(出位,壬四)
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(単位:千円) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	29,074	663,064
減価償却費	210,473	199,711
長期前払費用償却額	20,447	18,835
有形固定資産除売却損益( は益)	213	5,592
関係会社株式売却損益( は益)	-	438,870
支払利息	40,306	42,241
持分法による投資損益(は益)	14,520	12,634
シンジケートローン手数料	30,368	14,977
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,171	1,780
売上債権の増減額( は増加)	65,342	3,813
棚卸資産の増減額( は増加)	40,387	41,494
仕入債務の増減額( は減少)	14,005	30,022
未収入金の増減額( は増加)	1,577	40,737
未払金の増減額( は減少)	160,099	28,616
未払費用の増減額( は減少)	363	33,833
未払消費税等の増減額( は減少)	270,791	35,340
その他	165,732	109,541
	270,078	378,643
― 利息及び配当金の受取額	1,166	2,218
利息の支払額	40,306	42,241
法人税等の支払額	9,176	9,100
	318,395	329,520
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	3,626	-
有形固定資産の取得による支出	96,672	97,616
有形固定資産の売却による収入	-	10,506
無形固定資産の取得による支出	4,100	3,581
長期前払費用の取得による支出	10,281	15,949
敷金及び保証金の差入による支出	25,701	14,995
敷金及び保証金の回収による収入	52,646	43,210
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	475,557
その他	57	5,569
 投資活動によるキャッシュ・フロー	87,793	391,563

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	(単位:千円) 当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	4,632,384	2,550,000
短期借入金の返済による支出	2,786,662	3,491,160
長期借入れによる収入	-	95,694
長期借入金の返済による支出	2,325,597	113,383
配当金の支払額	93,700	-
シンジケートローン手数料の支払額	30,368	14,977
その他	53,012	4,116
財務活動によるキャッシュ・フロー	656,956	977,944
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,717	1,713
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,067,863	258,574
現金及び現金同等物の期首残高	1,646,878	917,313
現金及び現金同等物の中間期末残高	579,015	658,739

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

#### 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、株式会社リアルテイストを売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

#### 税金費用の計算

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

## (中間連結貸借対照表関係)

## 1 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 ( 2025年 3 月31日 )	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
商品及び製品	481,517千円	433,789千円
原材料	23,550千円	24,635千円

2 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
貸出コミットメントの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	700,000千円	200,000千円
差引額	1,300,000千円	1,800,000千円

## (中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給与及び手当	2,555,537千円	2,573,476千円
賃借料	1,178,932千円	1,119,586千円

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	582,026千円	661,751千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,011千円	3,011千円
現金及び現金同等物	579,015千円	658,739千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 6 月27日 定時株主総会	A種優先株式	79,812	79,812.61	2024年3月31日	2024年 6 月28日	資本剰余金
2024年 6 月27日 定時株主総会	B種優先株式	13,887	46,291.31	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日	資本剰余金

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 配当金支払額 該当事項はありません。

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

				<u> </u>			
		報告セグメント				調整額	中間期連結損益
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計		計算書計上額 (注)
売上高							
外部顧客への売上高	7,028,600	1,236,720	1,495,282	378,514	10,139,118	-	10,139,118
セグメント間の内部 売上高又は振替高	137,336	-	32,479	403,431	573,247	573,247	-
計	7,165,936	1,236,720	1,527,762	781,946	10,712,366	573,247	10,139,118
セグメント利益又は 損失( )	49,286	94,847	5,208	66,259	15,489	56	15,546

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額は、棚卸資産の調整額等56千円であります。
  - 2 セグメント利益又はセグメント損失( )は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動) 該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額	中間期連結損益計算書計上額
	国内外食事業	海外外食事業	中食事業	生産流通事業	合計	Ī	(注)
売上高							
外部顧客への売上高	7,469,198	1,036,559	1,759,474	402,687	10,667,919	-	10,667,919
セグメント間の内部 売上高又は振替高	158,802	-	11,156	395,254	565,212	565,212	-
計	7,628,000	1,036,559	1,770,630	797,941	11,233,132	565,212	10,667,919
セグメント利益又は 損失()	278,538	98,766	64,507	44,127	288,407	410	287,997

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失( )の調整額は、棚卸資産の調整額等 410千円であります。
  - 2 セグメント利益又はセグメント損失( )は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

#### 2 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間より、業績管理区分の見直しを行ったことに伴い、報告セグメントの区分方法を変更しております。

従来は「販売」セグメントおよび「生産流通」セグメントとして開示しておりましたが、経営実態に即した透明性のある開示を行うため、当中間連結会計期間より、「国内外食事業」「海外外食事業」「中食事業」および「生産流通事業」の4セグメントへと再編いたしました。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報につきましても、変更後の区分方法により組み替えて表示しております。

# 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

#### (のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

#### (重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

#### (収益認識関係)

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおり、当中間連結会計期間より報告セグメントを変更しております。

これに伴い、顧客との契約から生じる収益を分解する区分を変更後の報告セグメントに変更しているため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

なお、前中間連結会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、変更後の報告セグメントに基づき作成したものを開示しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
(1) 1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純 損失金額 ( )	4円05銭	44円93銭	
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	7,451	630,478	
普通株主に帰属しない金額(千円)	58,700	58,700	
うち優先配当額 ( 千円 )	58,700	58,700	
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 又は中間純損失( )	51,248	571,778	
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,661	12,724	
(2)潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	-	43円60銭	
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	50,000	
普通株式増加数(千株)	-	1,537	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-	

<sup>(</sup>注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

# (重要な後発事象)

(第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2025年8月14日の取締役会において、米山久氏に対して第三者割当の方法により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行(以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)を発行することを決議し、同日付で米山久氏と本新株予約権付社債及び本社債の引受契約を締結し、2025年10月29日に払込が完了いたしました。

発行した本新株予約権付社債及び本社債の概要は次のとおりであります。

(1)払込期日	2025年10月31日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年10月31日とする。
(2)新株予約権の総数	30個
(3)社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4)当該発行による潜在株式数	当初転換価額(938円)における潜在株式数:105,543株
(5)調達資金の額	99,000,000円
(6)行使価額又は転換価額	1 株当たり938円
(7)募集又は割当方法	第三者割当の方式による。
(8)割当予定先	米山 久
(9)利率及び償還期日	年率:本社債には利息を付さない。 償還期日:2028年9月30日
(10)償還価額	各本社債の金額100円につき金100円

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーホールディングス(E26842) 半期報告書

# 2 【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーホールディングス(E26842) 半期報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

半期報告書

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社エー・ピーホールディングス 取締役会 御中

#### 監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 梶 原 大 輔

指定社員 公認会計士 奥村俊樹業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結 財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付

ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査 人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人 の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。